

保護者様

千葉県立千葉商業高等学校  
校長 鈴木 栄次

### 学校感染症に係る出席停止の扱いについて

初冬の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から、本校の教育活動への御協力に感謝申し上げます。

さて、本県学校教育では新型コロナウイルス感染症やその他の学校感染症の拡大のリスクを低減しつつ、教育活動の継続を保障できるよう、感染症への罹患もしくはその疑いがあった場合に、学校安全保健法第19条により出席停止の措置を講じています。本校でも県の方針に基づき、下記の症状等に該当する場合はお子様の登校を控え、速やかに学校へ連絡いただくようお願いいたします。また、症状等が治まり登校する際には、所定の報告書※を記入し、再登校時に持参し、担任へ提出ください。

なお、厚生労働省より「発熱の業務等ひっ迫を回避するため、インフルエンザに感染した場合においても医療機関等が発行する治癒（登校許可）の証明を求めないこと」の通知を受けて、学校においても対応を変更させていただきますので、下記の内容を御確認ください。

### 記

- 本人に発熱・風邪症状（咳・鼻水・咽頭痛等）があった  
すでに新型コロナウイルス以外の疾病（喘息やアレルギー症状等）と診断が出ている場合は該当しない
- 医療機関において、（本人が）新型コロナウイルスに感染していると診断された
- 本人が濃厚接触者として特定された
- 本人に症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状があった
- 本人または同居の家族がPCR検査等を受けた
- 感染拡大状況等により、通学・登校に心配があると保護者が判断した
- 新型コロナウイルスワクチンの接種日及び副反応の症状が重く登校できない
- 医療機関にてインフルエンザであると診断された
- その他の学校感染症（感染性胃腸炎・流行性耳下腺炎・溶連菌感染症・水痘等）と診断された

※ 所定の報告書（本校HP「保健室より」のページからダウンロード可能）

1～6 [新型コロナウイルス感染症に係る療養報告書](#)

欠席連絡の際、どの項目に該当するかお知らせください。

保護者による記入をお願いします。（陽性の場合でも医師の証明は不要です）

7 [新型コロナウイルスワクチンの接種に係る報告書](#)

ワクチンの予約が確定したら、事前に担任へお知らせください。

8 [インフルエンザにおける療養報告書](#)

医師の証明は不要です。

必ず出席停止期間（~~発症日を0日として5日間を経過し、かつ~~解熱後3日間を経過）を守ってください。

インフルエンザ検査実施や抗インフルエンザ薬処方わかる書類の添付が必要です。

9 [登校許可書](#)

医師の証明が必要となります。

感染症によって出席停止の期間が異なりますので、医師の指示に従ってください。